

令和元年第10回平取町議会定例会（開会 午後1時30分）

議長

時間となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、6番桜井議員と7番萱野議員を指名いたします。

日程第2、選挙第1号平取町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてお諮りいたします。この選挙方法については議会運営基準41先例4により、議長の指名推薦によることが規定されていますので議長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って選挙の方法については議長が指名推薦することに決定しました。それでは指名いたします。選挙管理委員会委員については、川上憲司氏、互野勝弘氏、三神玲子氏、香田文雄氏の4名と、次に補充員につきましては、青木治氏、粒来高史氏、宇南山嘉宣氏、中田さつき氏の4名を指名いたします。ただいま指名した合わせて8名の方を当選人と決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って平取町選挙管理委員会委員及び補充員については、ただいま指名した8名を当選人と決定いたしました。

日程第3、議案第1号平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明をいたしますので議案書の2ページをお開きください。平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定をする。条文の説明につきましては、本日配付いたしました資料をもとに説明をしますので当日配付資料をご準備願います。このたび提案するこの条例につきましては、平成29年5月に地方公務員法の改正が行われ、改正内容としては特別職非常勤職員の任用要件の厳格化、臨時任用職員の任用要件の厳格化、そしてこの度、条例化を行う会計年度任用職員制度の新設となっています。本提案する条例は来年4月から会計年度任用職員制度がスタートするに当たって、必要な事項を実際において条例で定める必要があることから今定例議会に提出するものです。それでは本日配付しました資料に基づき説明をします。この条例は1条から3条の総則、4条から第16条までのフルタイム会計年度任用職員の給与、17条から24条までのパートタイム会計年度任用職員の給与、25条から26条までのパートタイム会計年度任用職員の費用弁償と、27条から30条までの雑則というかたちの作りになっています。まず第1条の趣旨については、地方公務員法第22条の2第1項に定める会計年度任用職員について、国及び

他の地方公共団体の職員との権衡を失わないよう適当な考慮が必要とし、地方自治法に基づき条例に必要な事項を定めるものとしています。第2条の定義については用語の意義として、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員についてうたっており、フルタイム会計年度任用職員とは常時勤務を要する職を占める職員いわゆる正規職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの、パートタイム会計年度任用職員については通常の勤務時間に比べ短い時間であるものとしています。続いて第3条の会計年度任用職員の給与について、第1項ではフルタイムの職員については給料、期末手当と条文に記載のある一定の手当と、パートタイム職員については報酬と期末手当とすること。第2項では給与の支払いについては、実態に合わせて口座振替で基本的には支払われることを基本とし、第3項では公務について生じた実費の弁償は給与に含まれないとしています。次に2ページをお開きください。ここからがフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条文となっています。第4条の給料では、フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類、適用範囲を定めることとしており、現行の平取町一般職定数外取扱規則あるいは国民健康保険病院医療職定数外取扱規則に合わせて、行政職の1級と2級、医療職の(1)の1級と2級と医療職の(2)の1級と2級とし、給料表につきましては議案書の10ページから13ページとなっています。続いて第5条の職務の級ではフルタイム会計年度任用職員の職務の級を定めており、第4条で定めた各給料表の職務を定めています。議案書の14ページの等級別基準職務表のとおりと定めています。また第2項では任命権者が、等級別基準職務表に従い決定することとしています。続いて第6条の号俸の第1項では給料の号俸の決定について規則に委ねることとし、第2項では職務内容の特殊性から採用が困難と認められる職については、給料表の適応する号俸の範囲に20号俸以内を加算することができるとしています。第7条では給料の支給については職員の給与に関する条例の第5条、第6条を準用することとし、給与の計算期間、給料の支給日、死亡、退職時の取扱などとなっています。3ページに入りますが、第8条級の決定及び初任給、昇給の基準については職員の給与に関する条例を準用することとしています。第9条の通勤手当、第10条の特殊勤務手当、第11条の時間外勤務手当、第12条の夜間勤務手当、次のページの第13条の宿日直手当については、一般職員に準じて支給することを規定しています。4ページに入ります。第14条の期末手当については、第1項では給与条例第15条に定めている支給基準日を、6月支給分は6月1日として、12月支給分は12月1日とし、支給日、期間における支給率については一般職員に準じて支給することを規定しています。第2項では、任期を6ヶ月未満で雇用し同じ年度に再度雇用した場合、その任期のトータルが6ヶ月以上となった場合には、6ヶ月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなし期末手当を支給することとしています。第3項では、6月に期末手当を支給する場合、前年度から引き続き雇用され6ヶ月以上となった場合に期末手当が支給されることを規定していま

す。5ページに入ります。第15条の勤務1時間あたりの給与額の算出については、一般職に準じて1時間あたりの給与額の算出を規定しています。時間外勤務手当、夜間勤務手当の算出基礎となります。第16条の給与の減額では一般職に準じて給与額の減額を規定しており、国民の祝日に関する法律による休日、年末・年始、有給休暇、その他定めた休暇以外で、勤務をしない場合に勤務1時間当たりの給与額を減額するいわゆる欠勤の取扱となった場合に減額をすることとしています。6ページに入ります。第17条から第26条まではパートタイム会計年度任用職員の給与について定めており、第17条のパートタイム会計年度任用職員の報酬については、報酬の決定方法について定めています。第1項では月額で定める場合、第2項では日額で報酬を定める場合、第3項では時間で報酬を定める場合、第4項では計算の基礎となる基準月額の決定方法について規定しています。それぞれ参考例をご確認願います。第18条の特殊勤務手当については、特殊勤務条例の第4条から第13条の手当については説明欄に記載のとおりですが、この例により計算して得た額を特殊勤務として報酬として支給するものです。第19条の時間外勤務に係る報酬では第1項で時間外勤務に係る報酬を規定しており、基本的には決められている勤務時間以外に勤務した場合、時間外勤務の報酬を支給することとしています。7ページに入ります。第2項では、第23条で定めている1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の勤務の時間区分に応じて100分の125～100分の150までの範囲内で定める割合を乗じて得た額とし、勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100を乗じて得た額とするとしています。第3項では、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を越えて勤務を命じられたパートタイム会計年度任用職員に対して、全時間に対して勤務時間1時間につき時間外勤務の報酬を支給する規定となっています。8ページに入ります。第4項では1ヵ月に時間外勤務が60時間を越えたパートタイム会計年度任用職員に対して、一般職同様に規定しています。第20条の夜間勤務に係る報酬については、夜間に勤務するパートタイム会計年度任用職員について規定しており、フルタイム、常勤職の夜間勤務手当と同様に規定しています。続きまして9ページに入ります。期末手当の関係ですけれども、これにつきましても先ほどフルタイムの会計年度任用職員で説明したとおり、それぞれ基準日あるいは6カ月を越えた場合の、同じ年度に再度雇用され6カ月を越えた場合の取り扱い、あるいは年度をまたいで継続的に6カ月間超えた場合の取扱いが記載をされています。10ページに入ります。第22条の報酬の支給については、第1項では報酬の計算期間と支給日、第2項では日額対象者、時間給対象者については日数、時間数により報酬を支給すること、第3項では退職者は退職日までの報酬を支給すること、第4項では月の途中で採用、退職となった場合は日割り計算で報酬を支給することを規定しています。第23条の勤務1時間当たりの報酬額の算出では、第1項で勤務

1時間当たりの報酬額の算出を規定しており、月額の場合、日額の場合、時間給の場合について規定しています。11ページに入ります。第2項では第24条の報酬の減額する場合を規定しています。第24条の報酬の減額については、月額者、日額者の報酬を減額する場合の規定となっており、第16条のフルタイムの職員と同様に定めています。第25条の通勤に係る費用弁償については、一般職、フルタイム会計年度任用職員であれば通勤手当となりますが、パートタイム会計年度任用職員は費用弁償となることを規定し、第2項では支給日及び返納については常時勤務の例によるものとしています。12ページに入ります。第26条の公務のための旅行に係る費用弁償については、パートタイム会計年度任用職員が公務出張する場合に費用弁償を支給することを規定しています。第27条から30条については、フルタイム、パートタイムの任用職員共通事項として、第27条の給与からの控除については給与条例第2条の3の規定に準ずることとしています。第28条の町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し任命権者が別に定めることとし、第29条の休職者の給与については、休職者の休職期間中の給与についてはいかなる場合も支給しないこととし、第30条では委任事項で、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしています。資料での説明は終わりますが議案書の9ページをお開き願います。本条例につきましても附則において令和2年4月1日から施行するものです。なお、地方公務員法の改正や会計年度任用職員制度の導入に伴う関連条例の改正については、10本ほどありますけど3月の定例議会に提出したいと思えます。以上を持ちまして、議案第1号平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。8番井澤議員。

8番井澤議員 8番井澤です。給与に関する条例のところでありましたけれども、給与に関わって、そこから退職手当組合に加入する、公務員共済にも加入するというところ中で、今日の日高報知の浦河町議会での議案説明の中でちょっと気になるところがあったのでお聞きしますが、退職手当それから公務員共済には2年目以降加入するということが書かれていたんですが、これは今までの委員会等の説明の中で特に触れていなかったと思えますが説明をいただければと思えます。

議長 総務課長。

総務課長 その部分は10月30日の議員全員協議会中では、今年度の3月で一旦退職としまして退職手当を支給するというところで、来年4月から制度化するんです

けども、共済加入あるいは退職手当の加入というのは1年間そういう実績がなければ加入できないということになりますので、共済組合については令和3年度から加入ということと、退職手当組合については令和2年度に遡って令和3年度に加入するというかたちになるということです。

議長

ほかに質疑ありませんか。9番鈴木委員。

9番
鈴木議員

9番鈴木です。2点について伺いたいと思います。一つは10月30日に開催された全員協議会での説明によりますと、町の嘱託職員は68名とそれから臨時職員は23名ということで職分ごとに配置されておりますけれども、そのうちのどの職分と伺いますか、配置職場の方々がパートに移行となるのか、そのことについて伺いたいと思います。そしてまた2点目としては、そのときの説明資料はこれなんですけれども、その説明資料によりますと各職種に対する対応についてということで述べられております。それによりますと準職員については不利益に配慮した結果、任期付職員とするとして会計年度任用職員とは別の条例として、今日第2号議案として提出されているところであります。しかしながら嘱託、それから臨時職員の会計年度任用職員への移行の記述を見ますと、退職手当につきましては、フルタイムについては退職手当組合に加入するとありますが、パートタイムについては退職手当廃止となっております。来年の3月末までの退職一時金を精算した後は何年働いても、パートタイム任用職員ということになりますと退職金に相当するものは一切ないということなのかどうか、その辺について伺います。

議長

総務課長。

総務課長

まず1点目のパートタイム会計年度任用職員の職場ということですが、主に給食調理員の職場ですとか、特別支援教育支援員のところですか、あるいは清掃の関係で時間が短い方なども保育所などにもおりますので。主には給食調理員のところと特別支援教育支援員というかたちになっています。それと退職、パートタイム会計年度任用職員の退職の関係ですが、国の基準というか、元々それぞれうちの町以外にですね、他の町についても退職手当制度があったりなかったりというバラバラな状況の中で、今回、国の地公法の改正でこのようになったわけですが、国の基準でいくとパートタイム会計年度任用職員については期末手当がないということになります。あと状況でいきますと先ほど井澤議員からもありましたけれども、フルタイムの方は市町村共済組合と退職手当組合に入ります。パートタイムの方は雇用保険と社会保険というかたちになっていきます。そのところでフルタイムの方は失業しても手当が出るものではないということの事情もありますので、パートタイムの方はもし辞められても失業給付などもあるということもあるんで、それらも含めて

今回は3月で一旦、退職の制度、取扱規則がなくなりますので精査をしてそのようなかたちで制度設計したというふうに考えています。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

この件についての報道によりますと、国会審議の際に総務省は、この地方公務員法の改正については臨時非常勤職員の待遇改善、待遇改善を趣旨とするものであるということを繰り返し強調したというふうに述べられております。また改正が臨時非常勤職員の現行の労働条件を後退させるものとなつてはならないということで、このことについても確認されているということで述べられているところであります。そういったことからいまして10月30日の全員協議会でも、その点を受けてのことだと思いますけれども、資料には国の制度改正を行う趣旨、目的として官製ワーキングプアの解決ということがうたわれていたわけでありまして。そうした点から考えますと提案している町の皆さん方から見ても、今年の3月31日までは、嘱託職員という身分という言葉が適切かどうか知りませんが、身分である方々が、4月1日からは今お話聞きましたら給食調理員の方等だということでありまして、その方々が年齢的にも定年以前の年齢であり、仕事としては全く同じ仕事につく見通しである中で、パートタイム会計年度任用職員という立場が変わることは、働く人の気持ちの上でモチベーションが下がらないのかという思いが私にもありますし、多分提案されている側の皆さんにもあろうかというふうに思います。そのうえ、今まではあった退職一時金という、長いこと働いて本当に一時金ということでありまして、それでもまるきり無いよりはやっぱり働く人にとっては楽しみにしているもの、それさえも今度は無くなってしまうと。そういった意味では二重の意味で待遇の改悪になるのではないのかというふうに考えるわけでありまして。そこでこの退職一時金にかわる何らかの検討を加える考えはないのか、そのことについて伺いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

質問にお答えしたいと思います。今質問にあったとおり今回の法改正に伴う条例の改正も、やはり臨時職員、パート等の待遇改善というのが基本だという認識は私どもも持っております。そして合わせてこういった人材の確保が昨今非常に大変になってきているというような現状もございますので、そういった意味でも待遇改善ということで人材を確保できる可能性が高まるという認識も持っておりますので、退職一時金のことについては色んな国の制度とか今後の条例の改正等に照らして、どのようなかたちがいいのか、どのような規模がいいのかというようなことも合わせて、今後、検討させていただいて適切な対応をしていきたいなというふうに考えてございますのでご理解頂きたいと思いま

す。

議長

ほかに。9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

今、副町長から今後に向けて検討課題としていきたいというお話でありました。これもまた報道によるということになるんですけども、一部の自治体ではこれらのことについて報償費というかたちで対応を検討しているというような自治体もあるということが述べられております。また昨日、産業厚生常任委員会が行われた際に保育所の給食の関係で、条例そのものは国に準じたかたちで制定するけれども、要綱の中で町独自の施策についてやっていきたいということで、そういうことを述べられたということがあります。そういうこと含めてやはり今、副町長が述べられたようなかたちで、今後是非検討いただく事を要望いたしまして質問を終わります。

議長

ほかに。2番高山議員。

2番
高山議員

2番高山です。2点ほどちょっとお聞きしたいということで、今回の法改正によって行政職給料表の1級2級を使うということになって、2級はちょっとそういった意味では経験を必要とする職務ということになりますけれども、例えば1級で本当に補助的な業務をする職員の場合、これは前にもちょっと確認したんですけども、年齢は、例えば20歳の方もいらっしゃるし40歳の方もいらっしゃるということで、前歴換算についてはこの対象になるのかどうか1点と、それから今度給料表を使いますので、例えば更新可能ということになりますので1年終わってから2年目に行くときに、この給料表でいくとどういう渡りになるのか、何号俸上げるのかというようなことで、よその町村では2号俸とか4号俸とかということもありますけれども、うちの町として2年目3年目にそういう等級の渡り方、号俸の上がり方についてはどのように考えているかお伺いをしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

一つ目、元々この給料表というのは定数外取扱規則に基づいて、今までのものは1級でずっと何号俸までいく1本の給料表だったんですね。それをいろいろ改正も今後もあるので、1級2級という、元々そういう1級と2級合わせた給料表になっていたので、ですけども給与改定も含めて1本にできるなということで今回、1級2級に分けたというかたちになっています。基本的に議員がおっしゃるとおり、その一般事務補助的については前歴換算というのは用いられませんけれども、専門職については、そこはしっかり見ていかなければならぬかなというふうに思っています。あと渡りの関係なんですけども、これも今

までの定数外取扱規則の中で4号俸ずつ上がっていくというのが規定されていますので、それはこの条例の中にはありませんけども、これまでと同じ取り扱いにしていきたいということで規則の中で謳っていききたいと思います。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

なければこれで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第1号平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第2号平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について説明をいたしますので、議案書の15ページをお開きください。議案第2号平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定する。条文の説明につきましては本日配布をいたしました資料を基に説明をいたしますので、当日配布資料の13ページをお開きください。任期付職員の条例につきましては、これまで平取町定数外職員取扱規定等で定められていた準職員について令和2年4月から地公法の改正により、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律による「任期付職員」と位置付けて取り扱うこととし、この度、会計年度任用職員関係条例と同様に条例を定めるものです。また今回条例を定めませんが、4月1日施行に向けては、任期付職員は定数内職員の取扱となることから、定数条例等の改正も3月の定例議会で提出したいと考えています。それでは条文について説明資料に基づき説明いたします。13ページをお開きください。第1条本条例の趣旨ですが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律により、地公法第24条第5項に基づき、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、条例で定めることとなっていることから必要な事項を定めるものとしています。第2条の職員の任期を定めた採用ということで、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適当と認められる職員を組織の中で確保することが、一定の期間、困難であることから3年の範囲内で任期を定めて採用することができるとしています。第3条の任期の更新ですが任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならないこととしています。14ページをお開きください。第4条の第1項給与条例第4条第6項の規定は適用しないとしており、「その属する職務の級における最高の号

俸を超えて行うことができない」ということは適用しないことにしています。第2項給与条例で規定されているものの中で以下の手当については、適用を読み替えることとし、現行の準職員制度と同様に、住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当については、条例で定める額の75%支給することとしています。この部分がこれまでの制度では準職員と正規職員の差となっています。第5条給与の特例として、へき地保育所主任保育士については月額5千円の主任保育士手当を支給することができることとし、これは現在も支給していることから条例で定めることにいたしました。第6条委任規定ですが、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めることとしています。以上、この資料での説明を終わりますが、議案書の16ページをお開きください。本条例につきましては附則において令和2年4月1日から施行するものです。以上を持ちまして議案第2号平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第2号平取町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたしますので、議案書の17ページをお開きください。議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について次ぎのように定める。条文の説明の前に本日配布をいたしました当日配布資料を基に、この度の人事院勧告に伴う給与改定の概要について説明をいたしますので当日配布資料の15ページをお開きください。令和元年度職員の給与改定に関する概要ということで、左側が人事院勧告の内容、右側が町の措置方針となっております。左側から説明をいたします。今年度の人事院勧告につきましては、「1. 勧告月日と官民格差」に記載のとおり、今年の8月7日に人事院が勧告をし、民間給与との格差については、月例級では387円で率にして0.09パーセントとなり、ボーナスでは民間4.51月に対し公務員は4.45月で0.06月の差が生じています。「2. 給与改定の内容と考え方」については、民間給与との格差を解消するため、次の通り給与の引き上げ改定を人事院は勧告をしています。(1)の給料表

では改定率平均0.1%、初任給については大学卒業程度では1500円引き上げ、高校卒では2千円引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸についての所要の改定となっており、37歳、38歳まで対象となります。(2)のボーナスにつきましては、現行年間4.45月分を、改正では4.5月分の0.05月引き上げで、以下は今年度、令和2年度以降の取扱いとなっております。(3)住居手当につきましては、手当の支給対象となる家賃額の下限を4千円引き上げ1万2千円から1万6千円、手当額の上限を1千円引き上げ2万7千円から2万8千円とすることとしています。(4)実施時期としては、月例給は今年の4月1日から、住居手当については来年の4月1日からとなっております。町の措置方針としては、右側に記載のとおり、町は従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯があることから、本年度についても同様に措置する方針ですが、来年度から実施する住居手当に関しては、この度の改定により民間アパートを借りている職員について現行より減額となることから、現在、職員組合と協議中となっており、人事院勧告どおり改定するとした場合には3月の定例議会で条例改正案を提出したいと考えています。議案の19ページをお開きください。職員の給与に関する条例の新旧対照表ですが、只今説明をしたとおり、勤勉手当につきまして勤勉手当基礎額にこれまで100分の92.5としていましたが100分の95とすることとし、給料表につきましては20ページから26ページに添付をしておりますが、別表第1、別表第3、別表第4それぞれ改定するものです。この条例につきましては18ページの改正条文の附則のとおり、平成31年4月1日から施行し、同じく平成31年4月1日から適用することとするものでございます。以上を持ちまして議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第3号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第4号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案27ページをご覧ください。議案第4号工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。平成31年第2回平取町議会定例会において議決を

得ました議案第26号奥地林道ヌタツプ線災害復旧工事1・2・3号箇所の工事請負契約の締結についての一部を次のように変更したため、議会の議決を得るものでございます。請負金額1億8079万2千円を835万3220円増額し、1億8914万5220円に変更するものでございます。本箇所につきましては平成30年12月に災害査定を受け、雪解け後の4月より復旧工事に着手していましたが、災害査定時よりその後の余震及び融雪時の影響と思われる増破が発生したことから、そのことが工事測量の際に確認されましたので設計、数量を精査した結果、増額、設計変更するものでございます。主な変更内容といたしましては、切土工933立米の増、法面保護工94平米増、仮設工11メートル減、抜根処理88.7トンの増でございます。なおこの工事の請負契約者は株式会社平村建設、代表取締役、平村徹郎氏であります。また工期につきましては令和2年2月20日に変更ございません。以上、ご説明申し上げますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第4号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第5号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案28ページ、議案第5号工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。平成31年第2回平取町議会定例会において議決を得ました議案第27号奥地林道ヌタツプ線災害復旧工事12・13・14号箇所の工事請負契約の締結についての一部を次のように変更したため、議会の議決を得ようとするものでございます。請負金額1億1556万円を556万2040円増額し、1億2112万2040円に変更するものでございます。本工事につきましては平成30年12月に災害査定を受け、雪解け後の4月より復旧工事に着手していましたが13号箇所において災害査定時よりその後の余震及び融雪時の影響と思われる増破が発生していることが工事測量の際に確認されましたので、設計、数量を精査した結果増額変更するものでございます。主な変更内容といたしましては、機械掘削工129立方メートル減、機械切土法面整形工274平方メートル減、人力切土工129立方メートルの増、抜根処理14.9トンの増でございます。なおこの工事の請負契約者は株式会社五十嵐工業、代表取締役、

五十嵐千津雄氏でございます。また工事につきましては令和2年1月10日で変更はございません。以上ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第5号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第8号工事請負契約の変更についてを議題とします。

8番

(マイクなし)

井澤議員

議長

第8号にいらいますので。井澤議員、議案第8号で間違いありませんのでご精査ください。議案第8号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第8号は追加議案になりますので別冊になります。議案第8号工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。令和元年第8回平取町議会定例会におきまして議決を得ました議案第8号旧町立病院ほか解体工事の工事請負契約の締結についての一部を次のように変更したため、議会の議決を得ようとするものでございます。請負金額1億3420万円を272万8千円増額し、1億3692万8千円に変更するものでございます。本工事の解体数量につきましては建設当時の設計図をもとに数量を積算いたしましたが、工事を進めるに当たり基礎部分に図面に記載のないラップルコンクリートがあることが判明したため、そのコンクリートの取り壊し、運搬、処分費を増額変更するものでございます。主な変更内容といたしましては、コンクリートの解体、積込み、運搬、敷地の埋戻しの数量が204立米の増、解体コンクリートの処分費、469トンの増であります。なおラップルコンクリートといいますのは、基礎下の地盤をコンクリートに置きかえて基礎杭のかわりにする工法でございます。なおこの工事の請負契約者は株式会社五十嵐工業、代表取締役、五十嵐千津雄氏であります。また工期につきましては令和2年3月20日での辺は変更ございません。以上ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、議案第8号工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第6号令和元年度平取町一般会計補正予算第10号を議題とします。なお地方自治法第117条の規定によりまして木村議員の退席を求めます。

(木村議員退席)

それでは提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号「令和元年度平取町一般会計補正予算(第10号)」につきましてご説明いたしますので29ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算(第10号)は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ1億2245万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億3394万2千円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。また、第2条で、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものです。それでは「歳入歳出事項別明細」の歳出からご説明いたしますので、40ページをお開きください。2款1項1目一般管理費報酬150万円の増額です。これは当初予算になかった人事院勧告による給与改定分及び嘱託職員から準職員に1名が昇格し、新規で新たに1名の準職員を採用したことによるものです。2節給料247万1千円の減額です。これは人事院勧告に基づく給与改定による一般職の月額給料の増額分、本年度当初予算編成時には明らかでなかった職員の休職及び育児休暇などによる給与支給額の減額分、復職による増額分、人事異動による会計間異動対象者分、当初予定をしていなかった職員の退職分の減額分などによるものです。3節職員手当850万円の増額は、期末手当110万円の増につきましては、人事異動による会計間異動対象者分の増額、当初予定していた新採用職員の不補充、当初予定をしていなかった職員の退職、休職に伴う減額などを差し引いたものです。勤勉手当220万円の増につきましては、人事院勧告に基づく給与改定による勤勉手当の増額、及び人事異動による会計間異動対象者分の増額、当初予定をしていなかった職員の退職、本年度当初予算編成時には明らかでなかった職員の休職及び育児休

暇などによる減額分などを差し引いたものです。時間外勤務手当520万円の増につきましては、120年記念事業の実施、会計年度任用職員制度の導入、新しいアイヌ政策の立法措置に伴う各事業の検討や先住民族フォーラムの対応などにより当初予算に不足を生じることから増額するものです。4節共済費252万9千円の減額は、市町村職員共済組合に対する負担金で、休職による減額、退職者分と追加費用負担率の減によるものです。7節賃金250万円の増額は、正規職員退職や休職、育休に伴う補充のための臨時職員を採用したことに伴う増額です。以上、各節の増減差引の結果、1目一般管理費合計での補正額は、750万円の増額となるものです。充当する財源は一般財源の普通交付税となります。次に41ページ上段、2款1項9目企画費12節役務費手数料260万円の増額です。これはインターネット利用者の増加により、情報通信施設の増設作業が当初予算を超える数量となる見込みであることと、北電柱やN T T柱へ共架している光ケーブルが国道等の道路工事等で予算を超える規模の移転が必要となることから予算を増額するものです。内訳としては、情報通信施設の増設が100万円増額し、光ケーブルの移転分が160万円増額で合わせて260万円の増額となります。続きまして14節使用料及び賃借料、デマンドバス使用料2台87万5千円の減額、18節備品購入費デマンドバス交通車両2台887万7千円の増額です。これはデマンドバス運行経費につきましては、9月増額補正、10月に財源振替で予算の補正をいたしました。アイヌ政策推進交付金を申請するにあたってリース形式では事業の認定がされないこととなったことから、車両の導入をリース料形式から一括払い形式へと変更し、予算措置をするものです。続きまして、19節負担金、補助及び交付金1375万1千円の減額で、内訳は民間賃貸共同住宅整備費助成金1460万円の減額、空家等対策推進事業補助金84万9千円の増額です。民間賃貸共同住宅整備費助成金につきましては、本年の6月に募集をした結果により6月の定例議会において260万円の追加補正を行いました。補助金決定後に取り下げの届け書が提出され今年度は実施しないこととなったことから1460万円を減額するものです。また、空家等対策推進事業補助金につきましては、解体費補助金について公募したところ、当初は3件の予算措置をしておりましたが、予算を上回る応募が有り対応すべきと判断し予算を補正するものです。以上、各節の増減差引の結果、9目企画費合計での補正額は314万9千円の減額となり、財源内訳としては、国・道はアイヌ政策推進交付金、地方債はデマンドバスのリース料に係る部分が10万円の減、その他財源は民間賃貸共同住宅整備事業に基金を充当していたことから1460万円減額と光ファイバー通信使用料として45万1千円見込み、差引き1414万9千円の減、その他一般財源は普通交付税、特別交付税を充当するものです。続きまして下段、3款1項1目社会福祉総務費9節旅費300万円の追加です。内訳は費用弁償222万4千円、普通旅費77万6千円となっています。19節負担金補助及び交付金100万円の減額で、内容としてはアイヌ文化国際交流事業補助金となってい

ます。これはアイヌ文化国際交流事業につきましては隔年で実施しているもので、当初は、これまで同様に実行委員会に対し補助をして実施する予定でしたが、アイヌ政策推進交付金対象事業として実施するうえで直接の旅費、費用弁償が対象となることから、補助金を減額し旅費で予算措置をするものです。内容としては1月に実施することとし、交流先はニュージーランドを予定しており、平取中学校の生徒5名と町の職員2名、通訳兼ガイドの方が1名で計8名の費用となっています。以上、各節の増減差引の結果、1目社会福祉総務費合計での補正額は200万円の増額となり、財源内訳は国・道はアイヌ政策推進交付金となっており、その他財源につきましては、アイヌ文化国際交流事業にふるさと応援基金を当初予算では充当していたことからその分を減額し、一般財源は普通交付税と特別交付税としています。次に42ページをお開きください。3款1項2目老人福祉費19節負担金補助及び交付金2504万6千円の増額です。内訳はケアハウスしずか改修事業補助金2300万円、後期高齢者医療療養給付費負担金204万6千円となっています。ケアハウスしずかの改修事業につきましては、事業の内容としては、屋上防水塗装の劣化が著しく建物内部への雨漏り等も発生していることから国の補助金を申請していましたが、この度2次の配分で内示がきたことから予算を補正するものです。また、後期高齢者医療療養給付費負担金につきましては平成30年度負担金の精算に伴い、負担金が増えたことによる予算の補正となっています。財源の内訳としては、国・道はケアハウスしずかの改修事業実施による施設整備費交付金、地方債はケアハウスしずかの改修事業実施による地方債（過疎債）を、一般財源は普通交付税を充当するものです。続きまして下段、3款1項7目共同作業場費18節備品購入費1771万2千円の追加です。これはアイヌ政策推進交付金事業の今年度の追加申請により、レーザー加工機1台、UVプリンター1台を購入するものです。レーザー加工機は既に1台設置されていますが、更に体験やものづくりを進めるために購入するもので、今回導入するUVプリンターとの組み合わせにより商品開発の可能性が広がり、工芸品の販売促進とともに、来年4月に開業される「ウポポイ」でのお土産の商品開発・製作等の需要に対応していくことが期待されます。財源内訳につきましては、国・道はアイヌ政策推進交付金事業、一般財源は普通交付税、特別交付税となっています。次に43ページ上段、4款1項4目環境衛生費12節役務費手数料270万円の増額と、19節負担金、補助及び交付金806万6千円の増額です。エゾシカ捕獲駆除奨励金の増額です。これは有害駆除を管内統一して通年実施となり、当初予算では有害駆除を行わない期間を設定し有害駆除頭数1,900頭としましたが、通年実施により今年の捕獲頭数を2,500頭と見込み、差の600頭分の予算を補正するものです。財源としては、国・道では鳥獣被害防止総合対策事業補助金510万円と地域づくり総合交付金42万円を見込み、残りは一般財源とし普通交付税を充当することとしています。次に下段、5款1項2目農業振興費19節負担金補助及び交付金3709万5千円の追加で

す。内訳は、産地パワーアップ事業（生産支援事業）補助金1939万5千円と集落営農体制強化支援事業補助金1770万円となっています。産地パワーアップ事業につきましては、国の農業施策事業でT P P等に対応した産地が地域の営農戦略を企て、その戦略に参加する意欲ある農業者等が行う施設の整備、機械・資材の導入等に国が支援する事業です。事業の概要としては、びらとり農協を通じて、びらとり野菜生産振興会トマト・胡瓜部会、会員を対象に作業の効率化と生産性の向上を図る目的でI C T装置等の導入事業を募ったところ、10件の生産者から申込みがありました。それぞれ環境モニターを導入し圃場環境をモニタリングしながら、それに対応するハウス自動換気装置、またはハウス自動灌水装置により、適切な温度、水、施肥管理を図り、収量の増加を図ることと合わせ、施設管理作業を自動化することで作業の効率化、労働時間の短縮を図り、労働生産性の向上を図るものです。今年度は環境モニター等を整備する費用の50パーセント分の道補助金を予算措置するものです。続いて集落営農体制強化支援事業の内容としては、これまで北海道の地域づくり総合交付金を活用し新規就農者用のリース農場整備事業を毎年、計画的に進めてきておりましたが、今年度は事業を要望する新規就農者が居ないため、これに代わる要望として、町とびらとり農協と検討をし、今年度につきましては転作田の適正な管理を促し課題解決に向けた取組みとして、機械設備の共同購入を行い、水田管理及び農作業の協同化、経営所得安定対策等交付金を活用した高収益作物・加工用米への転換を促すことで水田面積の維持・増加を図ることで、道と協議した結果、地域づくり総合交付金を活用が可能となったことから実施するものです。内容としては、去場地区機械利用組合、荷菜地区機械利用組合が導入する機械にかかる費用の50%分の道補助金を予算措置するものです。財源内訳としては、道補助金3709万5千円を充当するものです。次に、44ページをお開きください。上段、5款1項に新たに目を設け、6目農林漁業対策費としています。19節負担金補助及び交付金5348万7千円アイヌ農林漁業対策事業補助金（林業経営近代化施設）5348万7千円です。これは国の施策事業であるアイヌ農林漁業対策事業の採択要件が一部緩和され、法人経営等の組織でもアイヌ農林漁業者が地域に3戸以上、又は法人等にアイヌ農林漁業従事者が3名以上で所属していれば補助対象となる旨、改正されたことに伴い、今年度林業経営体である（有）キムラ造園土木から本事業の要望及び事業計画書の提出があり、現在、国に計画書、資料等を提出し審査中となっていますが、道の担当者から今年度中に補助決定となる旨の報告があったことから、町内の基幹産業でもある林業普及とアイヌ林業従事者の所得向上に繋がることとなることから予算措置をするものです。整備する機械につきましては、油圧ショベル、ホイールローダ、チェンソー、刈払機等となっています。事業経費に対しての経費区分につきましては、国が3分の2、道が20分の1、町が20分の1としております。財源内訳としては、国補助金が4651万1千円、道補助金が348万8千円、合計4999万9千円、一般財源は普通交付税を

充当するものです。続いて下段、12款1項1目国民健康保険病院特別会計繰出金28節繰出金2800万円を減額するものです。これは国保病院会計において、今年度の解体にかかる費用につきまして、起債措置を当初予算では総事業費の8割で見込んでいましたが、全て起債措置が可能となったことから繰出し金を減額し、国保病院会計では起債を増額し、一般会計からの繰出し金を減額する予算の補正をするものです。財源内訳としては当初予算では財政調整基金を充当していたことから、基金繰入を減額することとしています。次に歳入につきましてご説明しますので34ページをお開きください。上段、10款1項1目地方交付税1節地方交付税2712万1千円の増額です。これは既定予算に比べて地方交付税交付金のうち普通交付税が増額する見込みであることから、これを本補正予算の財源に充てるものと、特別交付税につきましてはアイヌ政策推進交付金対象事業につきまして特別交付税で自治体負担の2分の1が措置されることになっていきますので対象事業に充てることとしています。次に下段、14款1項1目総務使用料2節情報通信施設使用料45万1千円の増額ですこれは歳出41ページ上段でご説明いたしました情報通信施設の整備に伴う光ファイバー通信回線使用料の増加が見込めることから、増額し歳出に充当するものです。次に35ページ上段、15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金3837万1千円の増額です。内訳としてはアイヌ政策推進交付金2297万1千円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1540万円となっており、アイヌ政策推進交付金につきましては、歳出の41ページ上段で説明したデマンドバスの整備に関する経費、同じく41ページの下段のアイヌ文化国際交流事業の係る経費、42ページ下段のアイヌ工芸伝承館用備品の整備に対する、交付率10分の8の交付金を見込んでいます。また地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、歳出42ページのケアハウスしずか改修事業に対する国の補助金となっています。次に下段、15款2項7目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金4651万1千円の追加です。これは歳出の44ページ上段でご説明いたしました「アイヌ農林漁業対策事業」に対しまして、事業費の3分の2が、国から町に補助されるものです。次に36ページをお開きください。上段、16款2項3目衛生費道補助金保健衛生費補助金552万円の増額です。内訳としては、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金510万円、地域づくり総合交付金（エゾシカ緊急対策事業）42万円となっており、これは歳出の43ページ上段で説明をいたしましたエゾシカの捕獲業務で今回600頭増加する費用に対して、補助、交付金を見込んでいるものです。続きまして下段、16款2項4目農林水産業費道補助金農業費補助金4058万3千円の追加です。これは、歳出43ページ下段で説明をした「産地パワーアップ事業補助金」に対する北海道の補助金1939万5千円、同じく集落営農体制強化支援事業補助金に対する北海道の地域づくり交付金に対する補助金1770万円、歳出44ページの上段で説明をしたアイヌ農林漁業対策事業補助金に対する道の補助金348万8千円となっております。

続きまして37ページ上段、19款1項1目平取町財政調整基金繰入金1節平取町財政調整基金繰入金2800万円の減額です。これは歳出44ページ下段で説明をした国民健康保険病院の繰出し金が減額することにより、当初予算で平取町財政調整基金を充当していたことから、その充当額を減額するものです。続きまして下段、19款1項2目沙流川ダム地域振興基金繰入金1節沙流川ダム地域振興基金繰入金1460万円の減額です。これは歳出41ページの上段で説明をした民間賃貸協同住宅整備費助成金を減額したことによるもので、当初予算、補正予算において、沙流川ダム地域振興基金を充当していたことからその充当額を減額するものです。続きまして38ページをお開きください。上段、19款1項3目平取町ふるさと応援基金繰入金1節平取町ふるさと応援基金繰入金100万円の減額です。これは歳出41ページの下段で説明をしたアイヌ文化国際交流事業補助金を減額したことによるもので、当初予算では平取町ふるさと応援基金を充当していたことからその充当額を減額するものです。続きまして下段、22款1項1目総務債1節総務債10万円の減額です。これは歳出41ページ上段で説明をしたデマンドバスのリース料の減額により地方債を10万円減額するものです。続きまして39ページ上段、22款1項2民生債1節民生債760万円の増額でケアハウスしずか改修事業にかかる起債です。これは、歳出42ページ上段で説明をしたケアハウスしずか改修事業に対して、地方債（過疎債）を充当するものです。歳入歳出事項別明細書につきましては以上です。次に32ページをお開きください。第2表「地方債補正」は、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっています。「起債の目的」は、「地域公共交通活性化事業」で補正前の限度額640万円を10万円減額し630万円に、歳出の42ページでご説明いたしましたケアハウスしずかの改修事業として760万円を追加するものです。次に45ページをお開きください。「地方債の前前年度末における現在高ならびに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」をご覧ください。これにつきましては、それぞれ記載のとおりです。以上、議案第6号「平取町一般会計補正予算（第10号）」につきましてご説明申し上げましたので、ご審議の程よろしく願います。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。8番井澤議員。

8番
井澤議員

8番井澤です。歳出の44ページの上段です。アイヌ農林漁業対策事業補助金のところで、林業経営近代化施設で5千3百何万円ということですが、いわゆるウタリ対策事業ということで町内で農林業、主に農業だと思いますが、施設化とか機械化の中で、大変この事業によって近代化が進んだということですが、平成18年を最後としてこの事業がどの分野でも行われてきていなかったところで、今回説明にありましたように、この規定の一部緩和、法人もオー

ケーというようなことになったことでこれが実現したわけですが、今後、今回は林業分野ですけども、林業あるいは農業分野で、この法人の方々のところでこの補助金を利用できるかどうか、今後のことの見通しというか、可能性とかその辺のところはどうなっていますでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。今のお話でいきますと先ほどの話ではありませんが、法人経営がこの事業では要件的に認められるようになりましたので、今後、林業の方では恐らく各林業経営体、法人化していますので、この事業を、先ほど言いましたそのアイヌ関係者の方が従業員を含めて3名以上いれば、この事業を活用できるかなというふうに思っております。農業に関してはこれまでのスタイルでいきますと、どうしても生産組合というかたちで、これまでこの事業を利用していましたので、現状でいきますとなかなかその法人経営というかたちでは農業の方は進んでいませんので、今すぐその法人経営形態というかたちで、この事業を活用するというのはなかなか難しいかなというふうには思っています。先ほどの話ではありませんが、18年度以降この事業が活用されていなかったというのは要件がある程度、以前は10戸、年々要件が緩和されてきたということもあるんですが、これまで私どもの方でこの事業が活用されなかった分析をすると、やはり今まで利用していた生産者の方が高齢になってきたということと、あと規模拡大ということがあくまでも前提でないとこの事業を導入することができないので、そういったことも含めて、これまで農業の方では利用なされていなかったのかなというふうに押さえています。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

歳出の42ページの2目老人福祉費19節の負担金補助及び交付金のケアハウスしずか改修事業補助金についてであります。この事業自体には何も異論があるわけではありませんが、この2300万円ものこの大きな事業が、総合計画にも載っていないということで今回出てきたんですが、説明のとおり補助金の目途がついたので今回あげたということなんですが、これ屋根の防水ということであれば以前から恐らくあったんであろうと、説明からそう思うんですけども、事前に委員会、そういったものにも報告がなかったというふうには聞いているんですが、こういったことが以前にも確かありまして、仔細なことに関してはそんなに報告は必要ないと思うんですが、これだけの事業費になるとやっぱり事前に報告なり、できれば総合計画に載るだとか、そういったことが必要ではないかと自分自身では思っているんですけど、その辺、今後もうこういったかたちはとられるのかということがちょっと自分としては納得いかない

ので、その辺の説明がいただければと思いますがいかがでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ケアハウスしずかの改修事業につきましては総合計画の方には計上されておりました、2カ年計画で出ているかたちとなっております。それと今回、補正ということなんですけれども、当初一次の申請では採択されませんで、今回、国の第二次の配分でつきましたので今回改めて補正させていただいたというかたちとなっております。内容等につきましては先ほどご説明あった通り防水工事の関係なんですけれども、ご指摘のとおり内容の説明等々について、今後につきましては議会とも十分協議しながら進めていきたいと考えております。以上です。

議長 6番櫻井議員。

6番櫻井議員 すいません、僕の見落としだったということですか。恐らく総合計画に載っていないと思いますよ。載っているか載っていないか重要じゃないんですけど、今後こういったことがないようなかたちで進めていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 福祉課長、いいですか。では、そういうことでよろしくをお願いします。ほかにありませんか。

(質疑なしの声)

それでは質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程を第9、議案第6号令和元年度平取町一般会計補正予算第10号は原案のとおり可決しました。木村議員の入室を認めます。

(木村議員入室)

それでは議事を進行します。

日程第10、議案第7号令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長 47ページをご覧いただきたいと思います。議案第7号令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号をご説明いたします。第1条、令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を次に定めようとするもの

でございます。第2条、令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計予算（以下、「予算」という。）第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款資本的収入、既定予定額2億1702万2千円、補正予定額2800万円の増額で計2億4502万2千円とします。第2項企業債は、既定予定額1億7200万円、補正予定額2800万円の増額で計2億円といたします。第3条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正するものでございます。起債の目的、平取町国民健康保険病院改築事業、補正前限度額1億7200万円、補正後の限度額2億円とします。当初予定していた病院改築事業にかかる起債対象事業費の増額が認められる見込みなので、起債の限度額を増額するものでございます。次のページをお開き願います。令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更でございます。補正予定額は記載のとおりでありますので説明は省略させていただきます。次のページをご覧ください。補正予算説明書になります。資本的収入、1款資本的収入1項一般会計負担金1目一般会計負担金でございます。補正前の額が4478万2千円、補正額が2800万円の減額で計1678万2千円となります。この減額は次にあります企業債の増額による財源振替として減額するものになります。1款資本的収入2項企業債1目企業債でございます。補正前の額が1億7200万円、補正額が2800万円の増額で計2億円となります。これは第3条で説明いたしました企業債の限度額の補正の補正内容となります。以上、病院会計補正予算第1号の説明とさせていただきますのでご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第10、議案第7号令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第11、報告第1号継続費精算報告書（平取町国民健康保険病院特別会計）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

50ページをご覧いただきたいと思っております。報告第1号継続費精算報告（平取町国民健康保険病院特別会計）についてを報告いたします。本報告は平成29年度から30年度までの2カ年継続事業といたしまして、継続費を設定した平取町国民健康保険病院新築工事と平取町国民健康保険病院新築工事監理委託業務の2件について、工事及び業務が終了いたしましたので、地方公営企業法施行令

第18条の2第2項の規定により議会に報告するものでございます。次のページの平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計継続費精算報告書をご覧願います。一つ目の事業の平取町国民健康保険病院新築工事の実績欄の支払義務発生額の計の欄になりますけれども、計が14億7960万円となり全体計画の年割額計との比較をしまして、2000万円の残となりました。財源内訳も実績欄に記載のとおりとなります。二つ目の事業の平取町国民健康保険病院新築工事管理委託業務の実績欄の支払義務発生額計が2268万円となり、全体計画の年割額と比較しまして132万円の残となります。財源内訳も実績欄の記載のとおりとなります。以上で平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計継続費精算報告書の報告とさせていただきます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第11、報告第1号継続費精算報告書(平取町国民健康保険病院特別会計)についてを終わります。

日程第12、報告第2号委員会審査報告について、

日程第13、報告第3号委員会審査報告について、以上2件を一括して議題とします。決算審査特別委員会委員長より、令和元年第8回定例会認定第1号平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第2号平成30年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきとの審査報告が提出されております。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、報告第2号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。続いて報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第13、報告第2号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

日程第14、陳情第5号厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情について、日程第15、陳情第6号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を

求める陳情について、

日程第16、陳情第7号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、以上3件を一括として議題とします。この3件の扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

6番櫻井です。提出されました陳情3件について、12月10日に開催されました議会運営委員会で協議をしました結果、以下のとおり常任委員会に付託して審査することで意見の一致を見ております。陳情第5号、第6号、第7号、この3件については産業厚生常任委員会への付託としておりますので議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、陳情第5号、第6号、第7号の3件については産業厚生常任委員会に付託し審査することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って第5号、6号、7号については産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定しました。休憩いたします。

(休憩 午後 3時05分)

(再開 午後 3時06分)

それでは再開いたします。

お諮りします。

承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定いたしました。

以上で議案の審査が終了いたしました。本定例会に付託されました事件の審議状況を報告します。選挙1件を執行しました。議案8件で原案可決8件。報告3件で、認定2件、報告1件。陳情3件で委員会付託3件。承認1件で決定1件。これで本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。令和元年第10回平取町議会定例会を閉会します。お疲れ様でございました。

閉会に当たりまして一言あいさつを申し上げあげます。

(議長よりあいさつ)

続きまして川上町長からあいさつをいただきたいと思います。

町長

(町長よりあいさつ)

議長

ありがとうございました。以上で終了いたします。

(閉 会 午後3時8分)